

千秋町連区 地域づくり協議会だより

※ 発行者 千秋町連区地域づくり協議会
一宮市千秋町佐野字郷前2762番地(千秋町出張所内)電話28-9010

各部会で議論する事業一覧

部会	事業の目的	主催する主な事業
福祉	高齢者・障害者の福祉推進	敬老会、末広大学、見守りネットワーク、趣味クラブ
生活環境	生活環境の保持と増進	公民館(講座、運動会、体レク事業、文化展)、資源回収(ごみゼロ含む)
安全安心	地域住民が安全で安心して暮らせる地域づくりの推進	交通安全、防犯、防災
健全育成	児童・青少年の健全育成の推進	公民館(家庭学習)、学校外活動
地域振興	地域の特性をいかした地域の発展・活性化	公民館(盆踊り)、各町内・諸団体の行祭事
広報	地域の情報収集と活動を周知すること	地域づくり協議会だより等の広報活動

地域づくり協議会 本格稼働開始

より良い地域づくりを目指して、12月16日(木)に設立された千秋町連区地域づくり協議会が、来年度に向けて本格稼働を開始します。本年度は、各部会において事業の内容を検討し、役員会

の承認を得た後、実施団体に対して助言を行うこととなります。

なお、各部会では今後の地域づくり運営に関する意見を募集しています。ご意見のある方は第7号に掲載の各部長までお知らせください。会則は2〜3頁に掲載。



町屋文化展開催

1月3日〜4日、町屋公民館において町屋町内会主催の文化展が開催された。

毎年、力作が展示されており、今年も地元町内の皆さんを始め、南高校からも多数の作品が寄せられ、バラエティーに富んだ展示となっていた。

また、お茶のサービスやくじ引きなどもあり、来場者を楽しませた。

消防団へ激励行つ

12月29・30の両日、「消防団年末特別警戒」に合わせ、市内に結成されている26分団の各車庫において、消防団員に対し、一宮市長、一宮警察署長からの激励が行われた。

千秋北分団と南分団は29日に行われ、その機会に合わせて地元市議会議員と町会長からの激励も行われた。



<p>千秋町連区地域づくり協議会会則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、千秋町連区地域づくり協議会(以下「協議会」という。)と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、地域で各種共同活動を行い、地域住民の共通の利益の増進、生活環境の保持・改善に努め、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>(活動)</p> <p>第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) 地域の特性を生かし、地域の課題を解決するために行う事業</p> <p>(2) 地域住民の福祉に寄与する事業</p>	<p>(3) 交通安全、防犯及び防災に関する事業</p> <p>(4) 公民館活動及び生涯学習に関する事業</p> <p>(5) 児童及び青少年の健全育成に関する事業</p> <p>(6) 高齢者及び障害者福祉に関する事業</p> <p>(7) 環境に関する事業</p> <p>(8) その他地域の発展に寄与する事業</p> <p>(事務所)</p> <p>第4条 協議会の事務所は、千秋町出張所内に置く。</p> <p>第2章 組織</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 協議会は、別表に定める団体の役員及びその経験者等で組織する。</p> <p>2 事業所、民間非営利活動組織及びその他任意団体で協議会の趣旨に賛同するときは、役員会の承認を得て、前項の構成団体とすることができる。</p> <p>(役員)</p>	<p>第6条 協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 若干名</p> <p>(3) 書記 1名</p> <p>(4) 会計 1名</p> <p>(5) 監事 2名</p> <p>(6) 部会長 6名</p> <p>2 会長は、総会において選任する。</p> <p>3 第1項第2号から第6号に掲げる役員は会長が指名し、総会で選任する。</p> <p>4 監事とその他の役員は相互に兼ねることができない。</p> <p>5 必要に応じ、役員会の承認を得て、協議会に相談役又は顧問を置くことができる。</p> <p>(役員 の 職務)</p> <p>第7条 役員 の 職務 は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は、協議会及び役員会を代表し、会務を総括する。</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐</p>
<p>第3章 会議</p>	<p>第8条 役員 の 任期 は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまで、その職務を行わなければならない。</p>	<p>し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によつて、その職務を代理する。</p> <p>(3) 書記は、総会及び役員会の議事を記録する。</p> <p>(4) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。</p> <p>(5) 監事は、協議会の会計監査の事務を担当する。</p> <p>(6) 部会長は、担当部会の運営に当たる。</p> <p>(役員 の 任期)</p> <p>第9条 協議会 の 会議 は、総会、役員会及び部会とする。</p> <p>(総会)</p> <p>第10条 総会 は、協議会 の 最高議決機関であつて、役員及びその他別に定める千秋町連区地域づくり協議会部会員名簿の部会員(以下、「部会員」という。)を持って構成し、毎年一回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は役員 の 3分の1以上の請求があつた場合には、その都度臨時総会を開催する。</p> <p>2 総会 は、次の事項を審議し、決定する。</p> <p>(1) 協議会 の 事業計画及び予算に関すること。</p> <p>(2) 協議会 の 事業報告及び決算を承認すること。</p> <p>(3) 協議会 の 会長、副会長、書記、会計、監事及び部会長を選任すること。</p>

<p>第12条 部会は、福祉部会、生活環境部会、安全安心部会、健全育成部会、地域振</p>	<p>(部会) (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に關する事項を議決すること。</p>	<p>(2) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。</p>	<p>(1) 事業計画及び予算を審議し、事業報告及び決算を行うこと。</p>	<p>2 役員会は、次の事項を審議する。 第11条 役員会は、常設の議決機関で、役員をもって構成する。</p>	<p>と。 (4) 会則の制定及び改廃に關すること。 (5) その他協議会に關する重要事項に關すること。</p>
<p>2 協議会の経費は、地域づ</p>	<p>第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>2 会議に出席できない構成員は、他の構成員にその権限の行使を委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、会議の長に委任したものとみなす。</p>	<p>2 会議に出席できない構成員は、他の構成員にその権限の行使を委任すること</p>	<p>第13条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数の場合は、会議の長がこれを決する。</p>	<p>興部会、広報部会の6つの部会とし、必要に応じて部会長が召集する。 2 部会は、各所管事項の企画及び執行に当たる。(定足数等)</p>
<p>1 この会則は、平成22年12月16日から施行する。</p>	<p>第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。</p>	<p>第5章 その他 (雑則) 第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。</p>	<p>第16条 監事は、会計年度終了後に会計及び事務の監査を行い、総会に報告する。</p>	<p>2 千秋町連区の住民が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならぬ。 (監査)</p>	<p>くり協議会交付金、その他の収入とする。 (帳簿の整備) 第15条 協議会は、会計に關する帳簿を整備しなればならない。 2 千秋町連区の住民が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならぬ。</p>
<p>康づくり推進協議会千秋支部</p>	<p>千秋町連区児童委員協議会 千秋町連区児童育成協議会 千秋町連区老人クラブ連合会 一宮市高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会千秋支部</p>	<p>進員会 一宮市千秋公民館 千秋町連区女性部 千秋町連区婦人消防クラブ 千秋町連区民生児童委員協議会 千秋町連区児童育成協議会 千秋町連区老人クラブ連合会 一宮市高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会千秋支部</p>	<p>千秋町連区交通安全会 一宮市防犯協会千秋支部 千秋町連区交通安全会 千秋町連区資源回収推進協議会 千秋町連区廃棄物減量等推進員会</p>	<p>別表(第5条関係) 千秋町連区町会長会 一宮市社会福祉協議会千秋支会 一宮市防犯協会千秋支部 千秋町連区交通安全会 千秋町連区資源回収推進協議会 千秋町連区廃棄物減量等推進員会</p>	<p>2 協議会の設立総会において選任された役員については、この会則の定めるところにより選任された役員とみなし、その任期は、平成23年3月31日までとする。</p>
<p>委員会</p>	<p>千秋町連区見守りネットワーク推進委員会 体育指導委員 千秋町連区保護司会 人権擁護委員 一宮市立千秋小学校 一宮市立千秋南小学校 一宮市立千秋東小学校 一宮市立千秋中学校</p>	<p>千秋町連区見守りネットワーク推進委員会 体育指導委員 千秋町連区保護司会 人権擁護委員 一宮市立千秋小学校 一宮市立千秋南小学校 一宮市立千秋東小学校 一宮市立千秋中学校</p>	<p>愛知県立一宮工業高等学校 愛知県立一宮南高等学校 愛知県立一宮工業高等学校 愛知県立一宮南高等学校 愛知県立一宮工業高等学校 愛知県立一宮南高等学校 大成高等学校 千秋小学校PTA 千秋南小学校PTA 千秋東小学校PTA 千秋中学校PTA 千秋中学校PTA 千秋中学校PTA 一宮市消防団第3方面隊千秋北分団 一宮市消防団第3方面隊千秋南分団</p>	<p>愛知県立一宮工業高等学校 愛知県立一宮南高等学校 愛知県立一宮工業高等学校 愛知県立一宮南高等学校 愛知県立一宮工業高等学校 愛知県立一宮南高等学校 大成高等学校 千秋小学校PTA 千秋南小学校PTA 千秋東小学校PTA 千秋中学校PTA 千秋中学校PTA 千秋中学校PTA 一宮市消防団第3方面隊千秋北分団 一宮市消防団第3方面隊千秋南分団</p>	<p>千秋町連区見守りネットワーク推進委員会 体育指導委員 千秋町連区保護司会 人権擁護委員 一宮市立千秋小学校 一宮市立千秋南小学校 一宮市立千秋東小学校 一宮市立千秋中学校</p>

地域とあゆむ学校づくり推進事業

親子木工教室 組木をつくって遊ぼう

平成22年12月24日(金)

千秋公民館で「地域とあゆむ学校づくり推進事業」の一環として、一宮工業高等学校建築科の生徒たちが、千秋小学校の親子21組に「組木(木製立体パズル)作り教室」を行いました。

高校生にとっては使い慣れたグンノウ、ノミ、ノコギリなども、小学生の多くは初めて使う道具であったため、加工に悪戦苦闘していました。

でも、高校生の手を借りたり、親子で力を合わせて真剣に慣れない道具と格闘している姿は、大変ほほ笑ましいものでした。

やすりがけのように体力のいる作業もあり、苦勞しましたが、組木が完成すると子



供たちは満足そうに笑顔を見せました。また、組木を完成させた子供たちは、自分で作った組木を何度も組みなおして、楽しそうに遊んでいました。この日はクリスマス・イブで子どもたちにとって思い出に残るプレゼントになったことと思います。

振り込め詐欺現場に注意を

すぐに振り込まない！
ひとりで振り込まない！
必ず誰かに相談する！

振り込め詐欺の4つの類型

1. オレオレ詐欺(恐喝)

電話を利用して、親族、警察官、弁護士等を装い、お年寄りらに泣きついたり、脅したりして、現金を預貯金口座に振り込ませるなどの方法でだまし取る詐欺(恐喝)

※撃退のためのポイント

「電話番号が変わった」
「カード預かります」という電話は詐欺

2. 架空請求詐欺(恐喝)

インターネットなどの有料サイトの利用料や情報料等の請求をでっち上げ、文書等を送りつける方法で現金を振り込ませることによりだまし取る詐欺

※撃退のためのポイント

見覚えのない請求は無視してまず相談

3. 融資保証金詐欺

実際には融資しないにも関わらず、融資する旨の文書等を送付するなどして、融資を申し込んできた者に対し、保証金等を名目に現金を預貯金口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺。

※撃退のためのポイント

「お金を借りるのに先に保証金を払え」は詐欺

4. 還付金等詐欺

税務署や社会保険事務所等をかたり、税金の還付などに必要な手続きを装って被害者にATMを操作させ、口座間の送金により現金をだまし取る詐欺

※撃退のためのポイント

「お金を返すからATMに行け」は詐欺



「振り込んで」という電話があったら、必ず誰かに相談を!!!

被害に遭わないために

- ① □座番号や暗証番号は他人に教えない。
- ② 見覚えのない請求や根拠のハッキリしない請求は無視する。
- ③ 振込みを依頼する電話は、まず詐欺を疑い、振り込む前には必ず事実確認するか、誰かに相談する。
- ④ 不審な電話を受けた場合は、最寄りの警察署又は110番に通報!



は110番に通報!

千秋町連区における街頭犯罪等(重点罪種)発生状況

区分	侵入盗	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗
22年中	48	0	6	2	23
21年中	72	0	10	2	20
区分	部品ねらい	車上ねらい	自販機ねらい	強盗	恐喝
22年中	16	20	9	2	0
21年中	23	31	20	3	1